

年金手続きの事務処理に係る標準処理期間について

(被用者年金一元化(平成27年10月)以降)

公立学校共済組合京都支部年金係

法令改正により、厚生年金保険制度の変更に伴う事務及び厚生年金保険制度の実施機関によるワンストップサービスの実施に係る事務の処理期間を従来の標準処理期間に加算し、下記のとおりとする。

なお、標準処理期間とは、京都支部において請求書等を受付し、年金支給までに要する期間のことである。ただし、書類不備等による是正に必要な補正の期間は含まない。

記

1 年金決定に係る請求関係

区分	標準処理期間	(うち、京都支部)
老齢厚生年金	4 - 5 箇月	2 - 3 箇月
遺族厚生年金	4 - 5 箇月	2 - 3 箇月
障害厚生年金	6 - 10 箇月	3 - 5 箇月

2 年金受給者の年金額及び支給年額の改定関係(退職・任用終了時)

区分	標準処理期間	(うち、京都支部)
老齢厚生年金	5 箇月	3 箇月

注 3月末の退職・任用終了の場合、例年8月までの年金支給を予定しています。ただし、場合により9月以降になることもあります。